

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化する暴力に対して迅速かつ的確に対応することが必要である。
- 被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)	項目	現状	成果目標 (期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性：16.6% 女性：50.3% (平成26年)	男女とも10ポイント増 男性：16.6% 女性：50.3% (平成32年)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	150か所 (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性：30.4% 女性：34.3% (平成26年)	男女とも67% (平成32年)	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に1か所 (平成32年)

施策の実施

○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・官民が連携した広報啓発を実施するなど女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備
- ・暴力の形態や被害者の属性に応じた、きめ細かな切れ目のない効果的な支援の実施
- ・女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方の検討や効果的な施策の立案・展開など暴力に関する調査研究等

○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・改正後の配偶者暴力防止法の実態把握と状況の分析
- ・関係機関・民間団体との連携強化
- ・相談体制の充実と被害者の保護及び自立支援施策の一層の推進

○ストーカー事案への対策の推進

- ・ストーカー事案への厳正な対処
- ・被害者の支援ニーズに応じた、切れ目のない被害者支援の推進
- ・被害者情報の保護の徹底
- ・様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ

○性犯罪への対策の推進

- ・関係諸規定の厳正な運用と適正捜査の推進
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・診断・治療など支援の充実

○子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・関係機関の連携による虐待の早期発見
- ・被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施

○売買春への対策の推進

- ・関係法令の厳正な運用と取締りの強化
- ・売買春からの女性の保護と社会復帰支援の充実
- ・関係機関との連携強化

○人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2014」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

○セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

○メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・メディアリテラシー向上のための取組の促進
- ・自主規制等の取組の推進
- ・若年層への教育・学習の充実